

生活困窮者自立支援制度がスタートしました！！

☆ 生活困窮者自立支援法が施行されました。

27年4月より、生活保護に至っていない生活困窮者に対するセーフティネットを構築し、包括的に支援する生活困窮者自立支援法が施行されました。生活に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある方などに対して相談支援等を実施し、各種事業につなぎます。

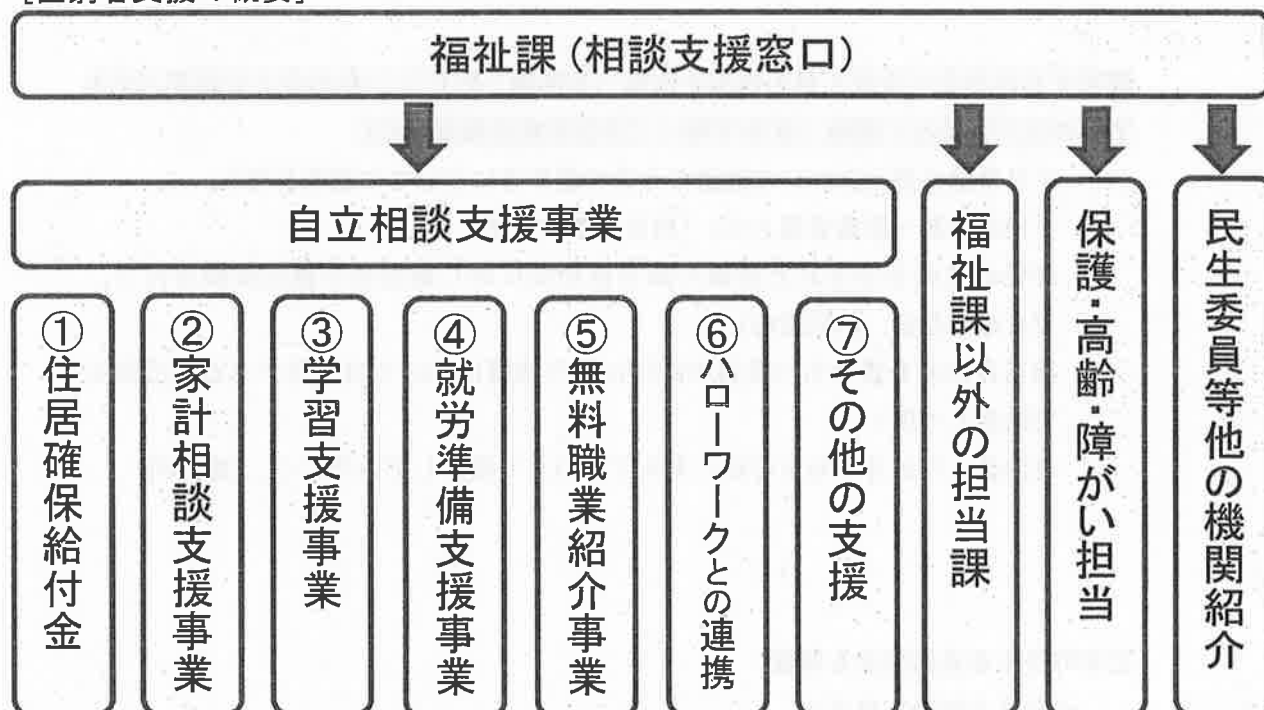
☆ 対象者には、福祉課への相談をお勧めください。

生活に困っている方の多くは地域から孤立し、支援が必要な人ほど自らSOSを発することができていません。しかし支援が遅れるほど状況は複雑になってしまいます。皆さんの周りに特に気がかりな人、ご家族があれば福祉課の相談窓口に行くことをお勧めください。

☆ 相談支援と他の事業が連携して支援します。

福祉課に相談窓口を設置し、支援員(相談支援員、就労支援員)が生活保護に陥る前に、早い段階で自立した生活に戻れるよう、住宅確保給付金や家計相談支援事業などの法の定める事業を実施するなど、その方の抱える様々な問題に対応した支援を実施します。

[困窮者支援の概要]



- ①離職で住居を失う方に対し、就職のため住居確保が必要な場合、家賃相当額を支給する
- ②家計管理に問題がある方を対象に、家計収支を適正化し、生活の再建を図る
- ③生活困窮世帯の中学生に対して、貧困連鎖の防止のため、学習機会を提供する
- ④生活リズムが崩れている等の理由で就労準備が整っていない者に対し、就労体験を通じた訓練を行う
- ⑤生活困窮者等に対する就労支援として、求職者と求人者の雇用関係を無料であっせんする
- ⑥ハローワークの出張相談や就労支援員による就労支援
- ⑦引きこもりや長期失業者、就労未経験者など、これまで支援を受けられなかった方への支援